

平成19年12月6日

熊本県知事 潮谷 義子 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

滝川



平成19年度報告について

本年度再評価審議対象事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別添のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

別添

熊本県公共事業再評価監視委員会平成19年度報告書

平成19年12月6日

別紙「平成19年度再評価対象事業箇所一覧表」の各事業に対し、平成19年8月3日から平成19年11月16日まで5回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である県に対し下記のとおり意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した10事業に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、各対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について妥当と判断します。

平成19年度熊本県公共事業再評価対象事業箇所一覧表

| 整理番号 | 事業種類 | 路線名河川名地区名等 | 事業名 | 事業箇所 | 事業主体作成 対応方針案 |
|------|--------|------------|-----------------|---------|-----------------|
| 1 | 道路 | 益城菊陽線 | 緊急地方道路整備事業 | 益城町 | 継続 |
| 2 | 道路 | 国道325号 | 道路改築事業（台（たな）拡幅） | 山鹿市～菊池市 | 継続 |
| 3 | 道路 | 国道388号 | 特殊改良事業（湯前バイパス） | 水上村～湯前町 | 継続 |
| 4 | 道路 | 国道445号 | 道路改築事業（五家荘バイパス） | 八代市 | 継続 |
| 5 | 港湾 | 熊本港 | 環境整備事業 | 熊本市 | 継続 |
| 6 | 港湾 | 水俣港 | 地方港湾改修事業 | 水俣市 | 継続 |
| 7 | かんがい排水 | 尾田川地区 | 排水対策特別事業 | 玉名市 | 継続 |
| 8 | 農地防災 | 大開2期地区 | 湛水防除事業 | 玉名市 | 継続 |
| 9 | 林道 | 東部小袋山線 | 森林居住環境整備事業 | 玉名市～南関町 | 継続 |
| 10 | 林道 | 岩野白蔵線 | 森林居住環境整備事業 | 水上村 | 継続 |

【議論の概要及び付帯意見】

1 益城菊陽線 緊急地方道路整備事業

本路線は、熊本都市圏東部地域を縦断する重要な道路であり、交通量は増加している。

また、大型車の通行が多く、線形不良・幅員狭小のため、車両の離合が困難な状況であり、歩道は通学路でありながら未整備の状況である。

このことから、事業の目的である、交通拠点へのアクセス向上、地域間交流連携強化、安全確保を達成するため、未買収地の早期買収及びコスト縮減に努め、早期完成を図ること。

2 国道325号道路改築事業 うでな 台 拡幅

本路線は、県北地域を横断しており、この地域の交通拠点や観光地とのアクセスに資する主要な幹線道路である。また、平成17年に合併した山鹿市、菊池市の両新市では、周辺地域との連携・交流促進や生活道路として大きな役割を担っている。さらに、平成18年度には、国際競争力強化のための国際物流基幹ネットワーク路線に指定されている。

事業箇所は、交通量の増加に伴う混雑が発生しているうえ、老朽橋があり幅員狭小、耐荷重不足及び現在の耐震設計基準を満足していないなど、交通の支障箇所となっており、歩道も無く自転車や歩行者が危険な状況である。

このことから、事業目的である交通量増加に伴う交通混雑の解消、及び老朽橋架替による交通隘路箇所の解消等のため、コスト縮減に努めながら早期完成を図ること。

3 国道388号特殊改良事業 湯前バイパス

本路線は、県内幹線道路ネットワークを形成し、地域間の交流促進を図るうえで重要な道路であるとともに、宮崎県との県域を越えた交流促進を担う道路である。

また、湯前町の中心部を通る生活道路でもある。

しかし、事業箇所は、道路幅員が狭く、また、橋梁部は現在の耐震設計基準を満足していないため、安全で円滑な交通と緊急輸送道路としての機能が確保されていない状況である。

これまでに、約8割の区間で供用を行っており、残る区間についても既に用地取得を完了している状況である。

事業目的である交通隘路の解消、緊急輸送道路の機能確保等のため、コスト縮減に努めながら、早期完成を図ること。

4 国道445号道路改築事業 五家荘バイパス

本路線は、熊本県東部の山間部を縦断しており、交流の円滑化、利便性の向上など地域間の交流促進を図るうえで重要な道路で、唯一の生命線となっており、併せて災害時の緊急輸送道路として早急な整備が必要な路線である。

しかし、本地域は地形が急峻なところが多く自然災害等によって、生活の生命線がたたれることも多い状況である。このため、暮らしの安全を支える道路として、道路線形の改良、離合困難箇所の解消及び防災対策の早期実施が求められている。

このことから、整備にあたっては必要な予算を確保し、コスト縮減に努めながら事

業期間の短縮など効率的な事業展開を行うことにより事業効果の早期発現を図ること。

5 熊本港 環境整備事業

本事業は、熊本港の整備及び維持のため発生するしゅん渫土砂を、港湾区域で適正に受入れ処分するために、海面処分場を建設するものである。

現在、海面処分場の建設状況は、3工区の嵩上げによる埋立護岸建設が残っているだけである。

しかし、今後港湾整備及び維持を進めていく必要性から、将来にわたり、しゅん渫土砂を受入れる処分場の容量が不足してくる。これに対処するため、2工区及び3工区において延命化対策を行うものである。この延命化対策は、新たに海面処分場を建設せず、効率的、効果的に処分場の容量を拡大することで、しゅん渫土砂処分コストの削減が図られると共に環境保全にも寄与することができる対策であり、引き続き事業を推進し、完成を図ること。

6 水俣港 地方港湾改修事業

本事業は、水俣港と鹿児島方面との港湾関連交通の円滑化を目的としている。残る工事は2年で完了予定であり、事業完了に至る過程に特段の課題はない。

近年の水俣港と鹿児島方面との取り扱い貨物量（交通量）は堅調で、今年3月に全て完成した港湾緑地の利用等に伴う交通量の増加も見込まれる。

また特定地域振興重要港湾に選定されている水俣港は、主に環境の分野で機能強化を図り、既存の地元産業や水俣市エコタウンプランに基づく環境リサイクル関連産業を支援する港湾として、その機能充実を図る必要がある。

のことから、整備にあたってはコスト縮減に努めながら事業の推進を図ること。

7 尾田川地区 排水対策特別事業

本地域は、中央を流れる2級河川尾田川が無堤状態であり、洪水時に湛水被害が生じている。このため、本事業は湛水による農産物の被害防止や収益性の高い営農による農業振興を図るうえで必要性は高い。

河川の築堤工事は遅れているが、市町合併により新玉名市の重点事業として位置づけられ、事業推進委員や玉名市、県などが連携して用地取得に取り組むなど事業推進が図られている。またH18年に完成した排水機場の設置による排水効果も発現し、地元では事業の早期完成を要望している。

のことから関連する河川改修事業と連携しながら、事業効果の早期発現に努めること。

8 大開2期地区 湛水防除事業

本地域は、中央を流れる2級河川尾田川が無堤状態であり、洪水時に湛水被害が生じている。このため、本事業は湛水による農産物の被害防止や収益性の高い営農による農業振興を図るうえで必要性は高い。

河川の築堤工事は遅れているが、市町合併により新玉名市の重点事業として位置づけられ、事業推進委員や玉名市、県などが連携して用地取得に取り組むなど事業推進が図られている。またH18年に完成した排水機場の設置による排水効果も発現し、

地元では事業の早期完成を要望している。

このことから関連する河川改修事業と連携しながら、事業効果の早期発現に努めること。

9 東部小岱山線 森林居住環境整備事業

本地域は、県立自然公園に指定されており、森林整備の推進に加え、森林レクリエーションの場など、森林の持つ多面的機能の発揮が求められている。

しかしながら、失火等により過去に多く（39年間に30件）の林野火災が発生した経緯があり、平成9年度の事業開始から10年間で5件の火災が発生するなど、その機能の発揮が危惧されているところである。

そのため、防火林道としての事業効果を早期に発現させることが必要であり、今後もコスト縮減に努め、林野火災の延焼防止及び緊急車両の通行確保を図るため、早期に事業を完了すること。また、林野火災の対応については、登山者への注意喚起や巡視活動等のソフト対策が重要であり、関係者の連携による防火対策の充実に努めること。

10 岩野白蔵線 森林居住環境整備事業

本地域は、スギ・ヒノキの人工林を主体とした豊富な森林資源を有しており、林業生産性の向上を図ることで村の基幹産業である林業を振興し、森林の持つ多面的機能を高度に発揮させる必要がある。特に、市房ダムの上流域である本地域では、木材生産のほか、間伐等の森林整備による水源かん養機能や土砂流出防備機能に対する期待が大きい。

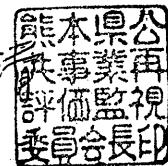
このため、林道を早期に開設し、林業の活性化を図るとともに、適正な森林整備に努めること。また、地形が急峻なことから、災害にも強い林道づくりに努めること。

平成19年12月6日

富合町長 村崎 秀 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長 渡辺川



本年度再評価審議の依頼を受けた貴町所管公共事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

熊本県公共事業再評価監視委員会平成19年度報告書

平成19年12月6日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成19年8月3日から平成19年11月16日まで5回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料及び説明を踏まえ、総合的に判断した結果、対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について妥当と判断します。

| 事業種類 | 地区名 | 事業名 | 事業箇所 | 事業主体作成 対応方針案 |
|------|-----|---------|------|-----------------|
| 下水道 | 富合町 | 公共下水道事業 | 富合町 | 継続 |

【議論の概要及び付帯意見】

富合町公共下水道事業

本事業は、人間の生活により生じる汚水を発生源から速やかに排除し処理することで公共用水域の水質保全に重要な役割を果たすばかりでなく、悪臭の排除や視覚的な環境整備面でも大きく貢献するなど、住民の身近な生活環境の改善を図るうえで必要である。

富合町の公共下水道においても平成14年度の供用開始以来、地域住民の快適な生活環境を維持し、併せて河川や海域等の水質改善にも大きく貢献してきている。

今後は熊本市との合併や交通網の整備等を中心に市街化していくことが予測されることから、地域の社会情勢の変化を予測しつつ、計画的な整備を行い供用区域の拡大を図るなど、事業効果の早期発現に努めること。